

町田市保育運営費徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年(2011年) 1 2 月 1 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市保育運営費徴収条例の一部を改正する条例

第1条 町田市保育運営費徴収条例（平成14年12月町田市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表備考1第2号中「第5条第7項」を「第5条第8項」に改める。

第2条 町田市保育運営費徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条中「第51条第3号又は第4号」を「第51条第4号又は第5号」に改める。

別表備考1第2号中「、法第7条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設」を「又は法第7条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設」に、「在籍している」を「在籍する」に改め、「又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する児童デイサービスを利用している児童」を削り、同表備考3中「所得割の額」の次に「（扶養親族にあっては、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定を適用して計算した額）」を加え、同備考中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

（1）地方税法第314条の7（寄附金税額控除）

別表備考3に次の1号を加える。

（4）地方税法附則第5条の4第6項（市町村民税の住宅借入金等特別税額控除）

別表備考4中「計算された所得税の額」の次に「（扶養控除にあっては、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）による改正前の所得税法第2条及び第84条第1項の規定を適用して計算した額）」を加え、同備考中第4号を第10号とし、同備考第3号中「第3項」の次に「並びに第41条の2」を加え、同号を同備考第4号とし、同号の次に次の5号を加える。

（5）租税特別措置法第41条の3の2第4項及び第5項（特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特

例)

(6) 租税特別措置法第41条の19の2第1項(住宅耐震改修特別控除)

(7) 租税特別措置法第41条の19の3第1項及び第2項(既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除)

(8) 租税特別措置法第41条の19の4第1項及び第2項(認定長期優良住宅の新築等をした場合の特別控除)

(9) 租税特別措置法第41条の19の5第1項(電子証明書等特別控除)

別表備考4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)(寄附金控除)

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定(別表備考3中「所得割の額」の次に「(控除対象扶養親族にあっては、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定を適用して計算した額)」を加える部分を除く。) 平成24年4月1日

(3) 第2条中別表備考3の改正規定(「所得割の額」の次に「(控除対象扶養親族にあっては、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定を適用して計算した額)」を加える部分に限る。) 平成25年4月1日

町田市保育運営費徴収条例新旧対照表

第 1 条による改正

__部分は改正部分

改正後	改正前
別表(第 3 条関係) 徴収基準額表	別表(第 3 条関係) 徴収基準額表
略	略
備考	備考
1 この表に掲げる徴収金基準額の適用については、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 前号の場合において、同一世帯に入所児童のほか、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条及び附則第 6 条に規定する幼稚園に在籍する児童、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 6 条第 2 項に規定する認定こども園に在籍する児童、学校教育法第 76 条第 2 項に規定する幼稚部(特別支援学校幼稚部)に在籍する児童、法第 7 条第 1 項に規定する知的障害児通園施設に在籍する児童、児童福祉施設最低基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 60 条第 2 項第 1 号に規定する難聴幼児通園施設に在籍する児童、法第 7 条第 1 項に規定する肢体不自由児施設のうち「し体不自由児施設の通園児童に対する療育について(昭和 38 年 6 月 11 日厚生省発児第 122 号通知)」による通園児童療育部門及び児童福祉施設最低基準第 68 条第 2 号に規定する肢体不自由児通園施設に在籍する児童、法第 7 条第 1 項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍している児童又は障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 8 項に規定する児童デイサービスを利用している児童が属するときは、入所児童が、当該世帯	1 この表に掲げる徴収金基準額の適用については、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 前号の場合において、同一世帯に入所児童のほか、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条及び附則第 6 条に規定する幼稚園に在籍する児童、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 6 条第 2 項に規定する認定こども園に在籍する児童、学校教育法第 76 条第 2 項に規定する幼稚部(特別支援学校幼稚部)に在籍する児童、法第 7 条第 1 項に規定する知的障害児通園施設に在籍する児童、児童福祉施設最低基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 60 条第 2 項第 1 号に規定する難聴幼児通園施設に在籍する児童、法第 7 条第 1 項に規定する肢体不自由児施設のうち「し体不自由児施設の通園児童に対する療育について(昭和 38 年 6 月 11 日厚生省発児第 122 号通知)」による通園児童療育部門及び児童福祉施設最低基準第 68 条第 2 号に規定する肢体不自由児通園施設に在籍する児童、法第 7 条第 1 項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍している児童又は障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 7 項に規定する児童デイサービスを利用している児童が属するときは、入所児童が、当該世帯

町田市保育運営費徴収条例新旧対照表

第1条による改正

__部分は改正部分

改正後	改正前
におけるこれらの児童のうち最も年齢の高い児童から順に数えて1人目の場合は1人の欄に掲げる額を、2人目の場合は2人の欄に掲げる額を、3人目以降の場合は3人以上の欄に掲げる額を、それぞれ適用する。 2～6 略	におけるこれらの児童のうち最も年齢の高い児童から順に数えて1人目の場合は1人の欄に掲げる額を、2人目の場合は2人の欄に掲げる額を、3人目以降の場合は3人以上の欄に掲げる額を、それぞれ適用する。 2～6 略

改正後	改正前		
(費用の徴収) 第 2 条 市長は、町田市保育の実施に関する条例(昭和 62 年 3 月町田市条例第 8 号)の規定により保育の実施をしたときは、町田市規則(以下「規則」という。)に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)から法第 51 条第 4 号又は第 5 号に規定する保育費用(以下「保育料」という。)を徴収するものとする。 別表(第 3 条関係) 徴収基準額表 <table><tr><td>略</td></tr></table> 備考 1 この表に掲げる徴収金基準額の適用については、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 前号の場合において、同一世帯に入所児童のほか、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条及び附則第 6 条に規定する幼稚園に在籍する児童、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 6 条第 2 項に規定する認定こども園に在籍する児童、学校教育法第 76 条第 2 項に規定する幼稚部(特別支援学校幼稚部)に在籍する児童、法第 7 条第 1 項に規定する知的障害児通園施設に在籍する児童、児童福祉施設最低基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 60 条第 2 項第 1 号に規定する難聴幼児通園施設に在籍する児童、法第 7 条第 1 項に規定する肢体不自由児施設のうち「し体不自由児施設の通園児童に対する療育について(昭和 38 年 6 月 11 日厚生省発	略	(費用の徴収) 第 2 条 市長は、町田市保育の実施に関する条例(昭和 62 年 3 月町田市条例第 8 号)の規定により保育の実施をしたときは、町田市規則(以下「規則」という。)に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)から法第 51 条第 3 号又は第 4 号に規定する保育費用(以下「保育料」という。)を徴収するものとする。 別表(第 3 条関係) 徴収基準額表 <table><tr><td>略</td></tr></table> 備考 1 この表に掲げる徴収金基準額の適用については、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 前号の場合において、同一世帯に入所児童のほか、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条及び附則第 6 条に規定する幼稚園に在籍する児童、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 6 条第 2 項に規定する認定こども園に在籍する児童、学校教育法第 76 条第 2 項に規定する幼稚部(特別支援学校幼稚部)に在籍する児童、法第 7 条第 1 項に規定する知的障害児通園施設に在籍する児童、児童福祉施設最低基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 60 条第 2 項第 1 号に規定する難聴幼児通園施設に在籍する児童、法第 7 条第 1 項に規定する肢体不自由児施設のうち「し体不自由児施設の通園児童に対する療育について(昭和 38 年 6 月 11 日厚生省発	略
略			
略			

町田市保育運営費徴収条例新旧対照表

第 2 条による改正

— 部分は改正部分

改正後	改正前
児第 122 号通知)」による通園児童療育部門及び児童福祉施設最低基準第 68 条第 2 号に規定する肢体不自由児通園施設に在籍する児童又は法第 7 条第 1 項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍する児童が属するときは、入所児童が、当該世帯におけるこれらの児童のうち最も年齢の高い児童から順に数えて 1 人目の場合は 1 人の欄に掲げる額を、2 人目の場合は 2 人の欄に掲げる額を、3 人目以降の場合は 3 人以上の欄に掲げる額を、それぞれ適用する。 2 略 3 均等割とは、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、所得割とは、同項第 2 号に規定する所得割の額(扶養親族にあっては、地方税法等の一部を改正する法律(平成 22 年法律第 4 号)による改正前の地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 11 号の規定を適用して計算した額)をいう。ただし、次に掲げる規定は適用しないものとする。 (1) 地方税法第 314 条の 7(寄附金税額控除) (2) 略 (3) 略 (4) 地方税法附則第 5 条の 4 第 6 項(市町村民税の住宅借入金等特別税額控除) 4 所得税の額とは、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)、租税特別措置法(昭和 32	児第 122 号通知)」による通園児童療育部門及び児童福祉施設最低基準第 68 条第 2 号に規定する肢体不自由児通園施設に在籍する児童、法第 7 条第 1 項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍している児童又は障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 8 項に規定する児童デイサービスを利用している児童が属するときは、入所児童が、当該世帯におけるこれらの児童のうち最も年齢の高い児童から順に数えて 1 人目の場合は 1 人の欄に掲げる額を、2 人目の場合は 2 人の欄に掲げる額を、3 人目以降の場合は 3 人以上の欄に掲げる額を、それぞれ適用する。 2 略 3 均等割とは、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、所得割とは、同項第 2 号に規定する所得割の額をいう。ただし、次に掲げる規定は適用しないものとする。 (1) 略 (2) 略 4 所得税の額とは、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)、租税特別措置法(昭和 32

町田市保育運営費徴収条例新旧対照表

第 2 条による改正

— 部分は改正部分

改正後	改正前
年法律第 26 号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和 22 年法律第 175 号)の規定によって計算された所得税の額(扶養控除にあっては、所得税法等の一部を改正する法律(平成 22 年法律第 6 号)による改正前の所得税法第 2 条及び第 84 条第 1 項の規定を適用して計算した額)をいう。ただし、次に掲げる規定は適用しないものとする。 (1) <u>所得税法第 78 条第 1 項並びに第 2 項第 1 号、第 2 号(地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。)</u>及び第 3 号(地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。)(寄附金控除) (2) 略 (3) 略 (4) <u>租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項並びに第 41 条の 2(住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除)</u> (5) <u>租税特別措置法第 41 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項(特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例)</u> (6) <u>租税特別措置法第 41 条の 19 の 2 第 1 項(住宅耐震改修特別控除)</u> (7) <u>租税特別措置法第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 2 項(既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除)</u> (8) <u>租税特別措置法第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 2 項(認定長期優良住宅の新築等をした場合の特別控除)</u> (9) <u>租税特別措置法第 41 条の 19 の 5 第 1 項(電子証明書等特別控除)</u>	年法律第 26 号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和 22 年法律第 175 号)の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、次に掲げる規定は適用しないものとする。 (1) 略 (2) 略 (3) <u>租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項(住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除)</u>

町田市保育運営費徴収条例新旧対照表

第2条による改正

__部分は改正部分

改正後	改正前
<u>(10)</u> 略 5・6 略	<u>(4)</u> 略 5・6 略

